第明治三十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第７３号
岩手県奥州市前沢区字平前87番地６
債務者　佐々木房子
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第３３７号
群馬県高崎市棟高町1675番地474
債務者　齋藤　紀広
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６６６号
埼玉県富士見市関沢２丁目14番15―203号
債務者　荒木　大樹
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７５６号
埼玉県富士見市水谷東３丁目６番11号、住民票上の住所埼玉県久喜市桜田３丁目４番１―301
債務者　宇野　昭博
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８１６号
埼玉県富士見市大字下南畑75番地22
債務者　笹嶋　幸男
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８６２号
埼玉県入間市扇町屋１丁目７番17号　南台団地18―８
債務者　中村　さた
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８６７号
埼玉県所沢市大字下安松753番地の６
債務者　井口美恵子
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３８６号
埼玉県羽生市南羽生３丁目21番地２　３―407
債務者　武井　宏子
１　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４３１号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　玉井団地２―201
債務者　坂井　正文
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４４１号
埼玉県熊谷市西野339番地
債務者　野原　博之
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４５２号
埼玉県深谷市武蔵野2571番地17
債務者　加藤　友美
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４６５号
群馬県伊勢崎市八斗島町938番地135　ソーシンハイツ201
債務者　村上　幸司
１　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１５５号
千葉県君津市北子安４丁目１番43号
債務者　山口　鈴子
１　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１６２号
千葉県木更津市矢那3714番地31
債務者　三浦　芳枝
１　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１３１号
岐阜県瑞浪市日吉町7540番地の61
債務者　林　　三郎
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１８６号
岐阜県多治見市笠原町1998番地の１　ノア102、従前の住所岐阜県多治見市滝呂町16丁目２番地の96
債務者　若尾由美夫
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１８７号
岐阜県中津川市苗木4726番地の３
債務者　後藤なつ子
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１８８号
岐阜県中津川市千旦林1468番地の56
債務者　古畑　貴義
１　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部